

学生納付特例が申請し
やすくなりました

学特事務法人設置用

あなたの学校で学生納付特例の申請手続ができます

学生納付特例・学生納付特例事務法人制度

国民年金には学生納付特例制度があります。

学生納付特例とは

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取る事ができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

対象者は

大学（大学院）、短大、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月に申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

（※）各種学校→学校教育法に規定されている各種学校（修業年限が1年以上の課程）
(なお、一部海外大学の日本分校も対象となります。詳しくはお近くの社会保険事務所へお問い合わせ下さい。)

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ あります	○ あります	✗ ありません
老 齢 基 礎 年 金	受給資 格期間	○ あります	○ あります	✗ ありません
	年金額 に計算	○ されます	✗ されません	✗ されません

○障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けて期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

あなたの学校で学生納付特例の申請手続ができます。

学生納付特例の申請方法は

あなたの在学する学校で申請する場合

- あなたが在学する学校の窓口※へ申請書に必要事項を記載して申請

※ 学校の窓口において申請手続を行う場合は、申請手続を学校に委託することになります。したがって、委託した学校が申請書を社会保険事務所等に提出したときに申請したことになります。

市区町村役場で申請する場合

- お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請書に必要事項を記載のうえ、学生証の写しを添付して申請（市区町村役場の国民年金担当窓口に学生証を提示した場合は、学生証の写しの添付は不要です。）

※その他必要な添付書類につきましては、申請書の注意事項をご覧ください。

学生納付特例の承認を受けると

- ① 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されます。
- ② 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。そこで、満額の老齢基礎年金を受けるためにも保険料を遡って追納（10年以内）することをおすすめします。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

学生納付特例制度は、申請をして承認を受ければ、

届出は毎年度
必要です

「もしも」のときも安心です。

社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所

